

2023年
10 **火**
31まで

「個人事業主型副業」 2023年秋 新規募集を受付中！

当社では2020年に制度がスタートしており、現在約80名の社員の方が副業をしています。
あなたも興味や得意分野で副業を始めてみませんか？

今回から、
申請手続きが
“ジョブカン”に
変更となっています

申請について

1. 目的 社員の自己実現を促進し、当社業務の新たな価値創造に繋げる
2. 受付期日 2023年10月31日（火）
3. 対象者 全社員
4. 副業条件 個人事業主であること（他社雇用、起業は不可＝副業先で社会保険が適用されないこと）
5. 申請手続 **ジョブカン【2023年度10月期】個人事業主型副業申請** より提出

<スケジュール>

	～10/31	11月上旬頃	11月下旬～12月初旬頃	毎月		
	告知	申請	人事面接	結果連絡	労働時間報告	更新
本人		上長へ相談、承認を得る → ジョブカン より申請	副業内容の説明 (資料提示)	・上長より結果メールの確認 (認可された方) ・誓約書の提出	副業の月労働時間を Googleフォームにて 人事室へ送信	
上長		本人より副業内容 を確認、承認		・人事からのメール ご本人へ転送 (認可者の上長)		

<留意点>

- ・ 上長へのご相談や人事への申請の際は副業の**内容・目的・手段**を明確にお伝えください
- ・ 認可後は、開業届け、保険(傷害保険・賠償責任保険など)の加入、税務署へ確定申告が必要な場合があります
退職後、失業保険が満額支給されない場合がありますので各自でご確認ください
- ・ 健康管理と過重労働予防のため、毎月副業**労働時間の報告が必要**です

《NG事項》

1. **副業規程**に反すること(右記参照) ※
2. **社会保険の二重加入**が発生すること
(雇用関係・法人化(NPO含む)など)
3. 会社名を必要以上に出して集客・広報を行うこと
4. 金銭授受を伴う**社内(グループ企業含む)取引や
社用ツール(SNSやメール)を利用して告知・販促活動等を行うこと**
5. 当社副業の目的に沿わないもの(アルバイト的要素が強いもの等)
6. 本業と関連性が高く、区分けができない場合

※参考事項

- 下記に該当する、もしくはその恐れがあるときは副業を承認しません
- (1) 会社の就業に支障が生じる
 - (2) 社員の健康に影響が生じる
 - (3) 企業秘密が漏洩する
 - (4) 会社の名誉や社会的信用を傷つける
 - (5) 競争により会社の利益が損なわれる
 - (6) 会社の担当業務との関連性が高く区分けができない
 - (7) 申請に当たり必要な書類または情報を会社に提出しない

●「個人事業主型副業」申請の一例

- ・ 資格活用：インストラクター、講師、カウンセリング、WEBデザイナー
- ・ 趣味：もの作り・販売

- ・ 特 技：コピーライター、コンサルティング
- ・ 社会貢献：地域活性化、飲食業等活性化

※申請不要の例

自己資産の運用・売却、不用品販売、親族の事業運営(収入ゼロ)



2023年10月1日より

海外駐在員規程が 改定されました！



2023年9月28日(木)開催の「第16回定期大会」において、下記の規程について、2023年10月1日からの改定が可決承認されました。本ニュースにて、内容をご理解いただきますようお願い致します。

改正の背景

駐在員、家族帯同者から、日本社会や会社とのコミュニケーションが不足することに対する不安の声、また、一方で駐在期間が間もない場合は家族帯同者が現地環境に対応できるのだろうかといった不安の声がありました。

海外駐在員規程が一部改定されました！

【一時帰国休暇について】

【回数】	<p>イタリア・中国とも駐在員は特別帰国が 年1回→年2回に変更となります</p> <p>※上期に1回特別帰国した場合は下期にもう1回帰国が可能となります</p>
【休暇日数】	<p>年に10日間 特別帰国中に取得可能な特別休暇が新たに 付与されます</p>

【備考】

2回のうち1回は、本人の健康状況確認 / 現地の職場状況確認のため、必ずリアルで面談を行います

【語学研修費について】

【対象者】	<p>帯同する配偶者にも会社が費用負担します (赴任前・赴任後において駐在員および帯同する配偶者が希望し会社が必要と認める場合)</p>
-------	---

このニュースに関するお問い合わせは、阪急阪神百貨店労働組合 平瀬までお願いします。
TEL: 06-6361-4323 / E-mail: sumiyo.hirase@hankyu-hanshin-dept.jp